（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又は第二項の規定による入力が困難である場合 ２　前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） **第六条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年十二月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

法規的告示

○金融庁告示第九十号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年九月五日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。ただし、マーケット・バリュー・アジャストメント（保険契約の解約により保険契約者に払い戻される返戻金（以下この項において「解約返戻金」という。）の額の計算に際して、運用対象資産の契約時と解約時の金利差によって生ずる時価変動額に基づく調整を加える仕組みをいう。以下この項において同じ。）を有する保険契約を基礎とする区分（保険金、返戻金その他の給付金（第十項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する通貨の種類ごとに、保険契約のキャッシュ・フローの特性に応じて区分された保険契約の集合をいう。以下この項において同じ。）が、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該区分に属する保険契約（令和八年四月一日以降締結する保険契約のうち、マーケット・バリュー・アジャストメントが適用されているものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、解約返戻金の額に基づき計算した契約者価額を保険料積立金としないことができる。 一　区分に対応する資産（売買目的有価証券を除く。以下この項において同じ。）の時価が、当該区分に属する保険契約のマーケット・バリュー・アジャストメントによる調整及び解約控除額（解約返戻金の額の計算に際して、契約者価額から控除する金額をいう。）を反映した後の契約者価額を上回ること。 二　区分に対応する資産の全体金利感応度（全ての年限の金利を一定の水準変動させた場合における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の全体金利感応度で除した値が〇・九以上一・一以下であること。ただし、新たな区分（既存の区分に属する保険契約と通貨の種類又はキャッシュ・フローの特性が異なる保険契約を区分するものに限る。次号ロにおいて同じ。）を設定する場合にあっては、その設定の後十事業年度を経過するまでの間は、当該除した値を〇・八以上一・二五以下とすることができる。	［1・2　同上］ 3　前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。 ［号を加える。］